

# 習志野市津田沼・鷺沼地域包括支援センター

## 指定介護予防支援事業所運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人清和園が開設する習志野市津田沼・鷺沼地域包括支援センター（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、事業の人員及び運営に関する事項を定め、要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

- 第2条 担当職員は、事業所の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮するとともに、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮するものとする。
- 2 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って提供される指定介護予防サービス等が特定の種類、又は特定の業者に不当に偏ることのないよう、公平中立に実施する。
- 3 事業の運営に当たっては、習志野市、関係市町村、地域包括支援センター、介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域におけるさまざまな取組を行なう者等との連携に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名称 習志野市津田沼・鷺沼地域包括支援センター
- 二 所在地 千葉県習志野市鷺沼 1-2-1 保健会館 1階

### (職員の種類、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤、次のアからウの担当職員と兼ねることができる。）  
管理者は、事業所の従事者の管理、利用の申込みに係る調整その他の業務の管理を一元的に行なう。
- 二 担当職員
  - ア 保健師（経験のある看護師） 2名(常勤)
  - イ 主任介護支援専門員 1名(常勤)
  - ウ 社会福祉士 2名(常勤)

担当職員は、介護予防サービス計画の作成、変更、介護予防サービス計画に基づくサービス提供にかかる連絡調整を行なう。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。ただし、営業日及び営業時間外等については、電話等による24時間体制にて対応する。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までの日は除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(事業の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額等)

第6条 事業の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- 一 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行なうことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解し易いように説明を行なう。
- 二 担当者が利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族等に面接して、解決すべき課題の把握(アセスメント)を行なう。
- 三 アセスメントの結果を踏まえ、介護予防サービス計画の原案を作成する。
- 四 サービス担当者会議の開催等により、専門的な見地からの意見を求める。
- 五 介護予防サービス計画原案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、同意を得たうえで、介護予防サービス計画を交付する。
- 六 介護予防サービス計画の実施状況の把握(モニタリング)を行ない、計画の達成状況について評価する。

2 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。ただし、介護保険法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費が支払われる場合(法定代理受領)を除く。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、別紙のとおり習志野市津田沼・鷺沼地域包括支援センターが地域包括支援センターとして担当する地域と同一の地域とする。

(事故発生時の対応)

第8条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には、必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(法令の遵守)

第9条 介護保険法(平成9年法律第123号)、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生省令第37号)その他の関係法令を遵守し、適正な運営に努めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第10条 センターは、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のための次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待を防止するための担当職員に対する研修の実施
  - 二 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
  - 三 その他虐待防止のために必要な措置
- 2 センターは、指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供中に、担当職員または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを習志野市に通報するものとする

(身体的拘束等に関する事項)

第11条 センターは、指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束」という。)を行ってはならない。

- 2 センターは、やむを得ず前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記載することとする。

(感染症対策に関する事項)

第12条 事業所において感染症が発生し、またはまん延しない様に、次に掲げる措置を講じるものとする。

事業所において感染症の予防及びまん延防止の為の対策を検討する。概ね6カ月に1回以上開催し、周知徹底するものとする。

- 2 事業所における感染症の予防及びまん延防止の為の指針を整備するものとする。
- 3 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止の為の研修及び訓練を定期的実施するものとする。

(業務継続計画に関する事項)

第15条 感染症や非常災害の時に於いて、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の事業再開を図る為の計画(事業継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じるものとする。

- 2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第16条 担当職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後3ヶ月以内

二 継続研修 年2回

2 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人清和園及び事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成27年5月27日一部改正し、改正後の第4条は平成27年4月1日から適用する。

この規程は、平成30年3月23日に一部改正し、平成30年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年3月28日に一部改正し、令和6年4月1日から施行する。

別 紙

担当地域

<u>圏域名</u>	<u>区 域</u>
<u>津田沼・鷺沼</u>	<u>津田沼、鷺沼、藤崎、鷺沼台</u>